



愛媛県報

発行 愛媛県

平成23年3月1日火曜日 第2246号

◇ 目 次 ◇ 告 示

- 介護員養成研修事業者の指定..... 122
- 県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧（2件）..... 122
- 公共測量の実施の通知..... 122
- 新たな土地改良事業の施行の認可..... 122
- 市営土地改良事業の施行の同意（3件）..... 122
- 町営土地改良事業の施行の同意（2件）..... 123
- 道路の区域変更（県道石畳中山線）..... 123
- 道路の供用開始（ ）..... 123
- 道路の供用開始（県道松山伊予線）..... 123
- 道路の供用開始（県道久良城辺線）..... 124

公 告

- 技能検定の実施（前期）..... 124
- 技能検定の実施（随時）..... 125
- 二級建築士試験及び木造建築士試験の施行..... 126

告 示

○愛媛県告示第230号

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第2号の規定により、次のとおり介護員養成研修事業者を指定した。

平成23年3月1日

愛媛県知事 中村時広

介護員養成研修事業者の名称又は氏名	介護員養成研修事業者の所在地又は住所	研修の課程	指 定 日 年 月 日
特定非営利活動法人アクトイブボランティア21	愛媛県松山市天山二丁目3番26号	介護全般に関する介護職員基礎研修課程	平成23年2月15日

○愛媛県告示第231号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、今治市大西町脇地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成23年3月1日

愛媛県知事 中村時広

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（農業用道路整備事業・脇地区）変更計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成23年3月2日から平成23年3月30日まで
- 3 縦覧場所
今治市役所大西支所

○愛媛県告示第232号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、今治市大西町脇地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成23年3月1日

愛媛県知事 中村時広

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（農業用排水施設整備及びほ場整備事業・脇地区）変更計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成23年3月2日から平成23年3月30日まで
- 3 縦覧場所
今治市役所大西支所

○愛媛県告示第233号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、国土交通省四国地方整備局松山港湾・空港整備事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成23年3月1日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業期間 平成23年3月1日から
平成23年3月15日まで
- 3 作業地域 宇和島市北部・西部・南部、愛南町北部

○愛媛県告示第234号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、東温市南方土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・曲里地区）の施行を平成22年11月20日認可した。

平成23年3月1日

愛媛県中予地方局長 門屋泰三

○愛媛県告示第235号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、松山市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・八反地地区）の施行に平成22年11月20日同意した。

平成23年3月1日

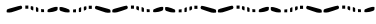
愛媛県中予地方局長 門屋泰三

○愛媛県告示第236号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、松山市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・溝辺地区）の施行に平成22年11月25日同意した。

平成23年3月1日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三



○愛媛県告示第237号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、伊予市から協議のあった市営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・赤坂地区）の施行に平成23年1月28日同意した。

平成23年3月1日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

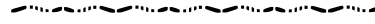


○愛媛県告示第238号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、松前町から協議のあった町営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・赤坂地区）の施行に平成23年1月28日同意した。

平成23年3月1日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三



○愛媛県告示第239号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、久万高原町から協議のあった町営土地改良事業（農業用排水施設整備事業（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業）・大井手地区）の施行に平成23年1月28日同意した。

平成23年3月1日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

○愛媛県告示第240号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年3月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	石畳中山線	伊予市中山町中山西335番2から 同町中山西337番2まで	旧	メートル 6.6～15.8	キロメートル 0.076	
			新	6.8～16.5	0.076	
〃	〃	伊予市中山町中山西360番2から 同町中山10号161番5まで	旧	7.4～11.4	0.072	
			新	7.5～12.0	0.072	



○愛媛県告示第241号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年3月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	石畳中山線	伊予市中山町中山西335番2から 同町中山西337番2まで	平成23年3月1日
〃	〃	伊予市中山町中山西360番2から 同町中山10号161番5まで	〃



○愛媛県告示第242号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年3月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	松山伊予線	松山市古川北二丁目262番12から 同市古川北三丁目340番 6 まで	平成23年 3 月 1 日
〃	〃	松山市古川北四丁目399番 7 から 同市古川西二丁目1054番 4 まで	〃

○愛媛県告示第243号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 3 月 1 日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	久良城辺線	南宇和郡愛南町御荘平城4646番 2 から 同町御荘平城3723番 3 まで	平成23年 3 月 1 日

公 告

○公 告

技能検定の実施について

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定に基づき、前期技能検定の実施について次のとおり公示する。

平成23年 3 月 1 日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 実施職種及び等級の区分

技能検定は、次の表の左欄に掲げる職種について、同表の右欄に掲げる等級に区分して実施する。

職 種	等 級
造園、鋳造（鋳鉄鋳物鋳造に係るものに限る。）、金属熱処理、機械加工（普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤、数値制御フライス盤、平面研削盤、円筒研削盤、ホブ盤及びマシニングセンタに係るものに限る。）、放電加工（数値制御形彫り放電加工及びワイヤ放電加工に係るものに限る。）、金属プレス加工、鉄工（製缶及び構造物鉄工に係るものに限る。）、建築板金、工場板金（曲げ板金及び打出し板金に係るものに限る。）、仕上げ、電子機器組立て、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立てに係るものに限る。）、産業車両整備、建設機械整備、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作に係るものに限る。）、家具製作（家具手加工に係るものに限る。）、建具製作（木製建具手加工に係るものに限る。）、印刷、プラスチック成形（射出成形及びインフレーション成形に係るものに限る。）、石材施工（石張りに係るものに限る。）、とび、左官、タイル張り、畳製作、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事、アクリルゴム系塗膜防水工事、シーリング防水工事及びFRP防水工事に係るものに限る。）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事、銅製下地工事及びボード仕上げ工事に係るものに限る。）、熱絶縁施工（保温保冷工事に係るものに限る。）、サッシ施工、表装、塗装（建築塗装及び金属塗装に係るものに限る。）、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げに係るものに限る。）、商品装飾展示及びフラワー装飾	1級及び2級
造園、鋳造（鋳鉄鋳物鋳造に係るものに限る。）、金属熱処理、機械加工（普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤、平面研削盤及びマシニングセンタに係るものに限る。）、建築板金（内外装板金に係るものに限る。）、工場板金（曲げ板金及び打出し板金に係るものに限る。）、仕上げ（機械組立仕上げに係るものに限る。）、機械保全、電子機器組立て、とび、左官、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事、銅製下地工事及びボード仕上げ工事に係るものに限る。）、塗装（金属塗装に係るものに限る。）、広告美術仕上げ、写真、商品装飾展示及びフラワー装飾	3級

2 試験の方法

実技試験及び学科試験

3 実施期日及び実施場所

(1) 実施期日

ア 実技試験

平成23年 6 月 6 日（月）から 9 月 11 日（日）までの間において、愛媛県職業能力開発協会が指定する日

イ 学科試験

実施職種ごとに、次の表のとおりとする。

職 種	等 級	実 施 期 日
造園、鑄造（鑄鉄鑄物鑄造に係るものに限る。）、機械加工（普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤、平面研削盤及びマシニングセンタに係るものに限る。）、建築板金（内外装板金に係るものに限る。）、工場板金（曲げ板金及び打出し板金に係るものに限る。）、仕上げ（機械組立仕上げに係るものに限る。）、機械保全、電子機器組立て、とび、左官、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事、鋼製下地工事及びボード仕上げ工事に係るものに限る。）、塗装（金属塗装に係るものに限る。）、広告美術仕上げ、商品装飾展示及びフラワー装飾	3 級	平成23年 7月24日(日)
造園、金属熱処理、金属プレス加工、産業車両整備、プラスチック成形（射出成形及びインフレーション成形に係るものに限る。）、とび、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事、アクリルゴム系塗膜防水工事、シーリング防水工事及びFRP防水工事に係るものに限る。）、サッシ施工及び塗装（建築塗装及び金属塗装に係るものに限る。）、	1 級及び2 級	平成23年 8月21日(日)
金属熱処理	3 級	
機械加工（普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤、数値制御フライス盤、平面研削盤、円筒研削盤、ホブ盤及びマシニングセンタに係るものに限る。）、鉄工（製缶及び構造物鉄工に係るものに限る。）、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作に係るものに限る。）、家具製作（家具手加工に係るものに限る。）、建具製作（木製建具手加工に係るものに限る。）、印刷、左官、畳製作、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事、鋼製下地工事及びボード仕上げ工事に係るものに限る。）、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げに係るものに限る。）及び商品装飾展示	1 級及び2 級	平成23年 8月28日(日)
写真	3 級	平成23年 8月31日(水)
鑄造（鑄鉄鑄物鑄造に係るものに限る。）、放電加工（数値制御彫形彫り放電加工及びワイヤ放電加工に係るものに限る。）、建築板金、工場板金（曲げ板金及び打出し板金に係るものに限る。）、仕上げ、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立てに係るものに限る。）、石材施工（石張りに係るものに限る。）、タイル張り、熱絶縁施工（保温保冷工事に係るものに限る。）、表装及びフラワー装飾	1 級及び2 級	平成23年 9月 4日(日)

(2) 実施場所

愛媛県職業能力開発協会が指定する場所

4 技能検定受検申請書の提出期間

平成23年 4月11日（月）から20日（水）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

5 技能検定受検申請書の請求先及び提出先

松山市久米窪田町487の2 愛媛県産業技術研究所内

愛媛県職業能力開発協会

○ 公 告

技能検定の実施について

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定に基づき、随時技能検定の実施について次のとおり公示する。

平成23年 3月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 実施職種及び等級の区分

技能検定は、次の表の左欄に掲げる職種について、同表の右欄に掲げる等級に区分して実施する。

職 種	等 級
さく井、鑄造、鍛造、機械加工（普通旋盤及びフライス盤に係るものに限る。）、金属プレス加工、鉄工、建築板金（ダクト板金に係るものに限る。）、工場板金（機械板金に係るものに限る。）、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全（機械系保全に係るものに限る。）、電子機器組立て、電気機器組立て（回転電機組立て、変圧器組立て、配電盤・制御盤組立て、開閉制御器具組立て及び回転電機巻線製作に係るものに限る。）、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装（建築塗装、金属塗装、鋼橋塗装及び噴霧塗装に係るものに限る。）及び工業包装	3 級
さく井、鑄造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装及び工業包装	基礎 1 級及び基礎 2 級

注 3級の試験については、当該職種に係る基礎1級又は基礎2級に合格した者に限り受けることができる。

2 試験の方法

実技試験及び学科試験

3 実施期日及び実施場所

(1) 実施期日

ア 実技試験

平成23年4月1日（金）から平成24年3月31日（土）までの間において、愛媛県職業能力開発協会が指定する日

イ 学科試験

平成23年4月1日（金）から平成24年3月31日（土）までの間において、愛媛県職業能力開発協会が指定する日

(2) 実施場所

愛媛県職業能力開発協会が指定する場所

4 技能検定受検申請書の提出期間

原則として、技能検定試験実施期日の30日前まで受け付ける。

5 技能検定受検申請書の請求先及び提出先

松山市久米窪田町487の2 愛媛県産業技術研究所内

愛媛県職業能力開発協会

○公 告

二級建築士試験及び木造建築士試験の施行について

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成23年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成23年3月1日

愛媛県知事 中村 時 広

1 試験の施行日時

(1) 二級建築士試験

ア 学科の試験

平成23年7月3日（日）午前10時から午後5時10分まで

イ 建築設計製図の試験

平成23年9月11日（日）午前11時30分から午後4時まで

(2) 木造建築士試験

ア 学科の試験

平成23年7月24日（日）午前10時から午後5時10分まで

イ 建築設計製図の試験

平成23年10月9日（日）午前11時30分から午後4時まで

2 試験の場所

(1) 二級建築士試験

ア 学科の試験

松山市文京町3 愛媛大学

イ 建築設計製図の試験

松山市文京町3 愛媛大学

(2) 木造建築士試験

ア 学科の試験

松山市文京町3 愛媛大学

イ 建築設計製図の試験

松山市文京町3 愛媛大学

3 受験申込手続

(1) インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成16年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、それぞれこれらの試験の申込みに必要な個人情報の使用

について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

平成23年4月1日（金）午前10時から4月7日（木）午後4時までの間に、財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<http://www.jaeic.jp/>）において、必要な事項を入力して申し込むこと。

(2) 受付場所における受験申込み

ア 受験申込書は、平成23年4月11日（月）から4月15日（金）までの午前10時から午後4時までの間に、イ(イ)に掲げる提出先に直接提出すること。ただし、やむを得ない理由があると認められる場合においては、同日までの消印があるもの限り、郵送による提出を受け付ける。

郵送による場合は、受験申込書に直接提出することができないことを証する書面を添え、所要の郵便切手を貼った宛先明記の受験票返送用封筒を同封し、必ず書留速達郵便で送付すること。

イ 受験申込書の請求先及び提出先

(ア) 請求先

社団法人愛媛県建築士会（松山市二番町4丁目1番地5 愛媛県建築士会館内）

(イ) 提出先

社団法人愛媛県建築士会（松山市二番町4丁目1番地5 愛媛県建築士会館内）

4 建築設計製図の課題

平成23年6月8日（水）（予定）から財団法人建築技術教育普及センター中国四国支部（広島県広島市中区大手町二丁目11番15号）及び社団法人愛媛県建築士会（松山市二番町4丁目1番地5）に掲示するとともに、学科の試験の試験場に掲示する。

5 学科の試験の合格通知

(1) 二級建築士試験

平成23年8月23日（火）（予定）付けで通知する。

(2) 木造建築士試験

平成23年9月6日（火）（予定）付けで通知する。

6 合格発表

平成23年12月1日（木）（予定）付けの愛媛県報で公告する。